

4 その他重要事項

(1) 手続き負担の軽減に関する取組みについて

令和6年4月12日付厚生労働省事務連絡に基づき、障がい福祉分野における手続き負担の軽減に取り組んでいます。特に、申請や届出時における必要書類の精査・縮減を図ります。

皆様におかれましては、令和6年6月10日付本市からの通知に基づき、対応にご協力くださるようお願いいたします。（書類提出にあたっては、市ホームページから最新版の様式をダウンロードの上、ご提出ください）

なお、今後も必要に応じて適宜見直しを行うことがありますので、併せてご協力をお願いします。

URL(者) : <https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaihukushiservice.html>
URL(児) : <https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaijitusyoshien.html>

※障害児通所支援については、現在精査中ですので、作業完了後皆様に改めてご連絡いたします。

①標準様式の活用

【対象となる様式】

- 指定申請関連文書 → 指定申請、更新及び変更届等に必要となる書類
- 報酬請求関連文書 → 基本報酬や加算の算定等に必要となる書類
- 運営指導（旧実地指導）関連文書 → 運営指導等の自己点検表

※必要に応じ、多少の加筆修正等を行っている場合があります。

4 その他重要事項

②提出書類の削減

①新規指定申請

- ▶これまで提出を求めていた書類のうち、必要性が高くないと考えられるものについては提出を不要とする等、一部書類の削減・一体化を図っています。
- ▶ただし、特に利用者支援に関して重要である項目（人員配置や建物関係等）については引き続き書類を求めることとし、十分な確認を行います。

②指定更新申請

- ▶①の考え方に加え、過去に提出していた書類（変更届など）から変更が無いものについては、前回提出の変更届等を確認のうえ、提出書類を省略することとしています。

③変更届

- ▶様式の整理に伴い、必要書類の変更を行っています。
- ▶今後、指定申請等と同様に、必要書類の見直しを行うことがあります。

※変更届や変更申請の提出漏れがないよう、徹底をお願いします。

※①②について、障害児通所支援事業については現在見直し中の為、見直し終了後通知します。

4 その他重要事項

(2) 自己点検表の活用について

障がい福祉分野における手続負担の軽減に伴い、厚生労働省から運営指導時の自己点検表が示されています。

つきましては、市ホームページに様式を掲載しますので、事業者の皆様におかれては、適宜（年1回程度）様式に基づき自己点検の実施を徹底し、適切な運営を行ってください。

【市ホームページ：「指定障害福祉サービス等の運営指導（旧実地指導）等について」】

URL：https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogai_uneisido.html

(3) 給付費等の請求時の誤りについて

毎月の自立支援給付費等の請求時に、報酬区分や加算算定の誤り等が散見されます。

いま一度加算項目等の要件を確認のうえ、届出が必要な加算項目については定められた期限までに書類提出いただくとともに、報酬区分等に誤りがないよう請求を行ってください。

【請求時の誤りの例】

- ▶ B型の基本報酬区分（平均工賃区分）が誤っている。
- ▶ 届出が必要な加算項目について、届出を行っていないにも関わらず加算を請求している。
 - ※届出不要の加算項目については、要件を満たせば算定できます。
 - ※加算を算定する場合は、要件を満たしていることがわかる根拠書類を適切に保管しておいてください。

4 その他重要事項

(4) 食材費等の過大請求、不正請求の情報について

障害者グループホーム等を運営する事業者において、利用者が支払う食材料費について過大徴収や障害福祉サービス等報酬に係る不正請求等が行われていたとの報道がありました。

当該事業者については、指定取消処分が行われるとともに、組織的な関与が認められたとして「連座制」が適用されることとされました。

※「連座制」…障害者総合支援法における「連座制」とは、一事業所等の指定取消において、当該障害福祉サービス事業者の取消の理由となった事実について、組織的な関与が認められた場合は、その障害福祉サービス事業者の同一サービス等類型内の他事業所等の指定又は更新の拒否につながる仕組み。

これを受け、本市においても、グループホームや障害者支援施設等における食材費やその他費用の徴収状況等について、基準省令等に基づき適切に運営を行っているか厳格に確認を行うこととします。

なお、過大請求や不正請求等については、行政処分を視野に入れ対応を検討することとします。

事業者の皆様におかれましても、今一度徴収状況等をご確認いただくとともに、適切な運営を行っていただくようお願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40994.html

障害福祉サービス等・障害児通所支援事業者 集団指導

指導監査・実地指導、
R6年度制度改正に伴う対応について
(令和6年度トピック)

～ E N D ～